第89回
定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成27年6月26日（金曜日）
午前10時

開催場所 富山県高岡市駅南1丁目10-16
富山銀行駅南別館2階会議室
（裏表紙のご案内図をご覧ください。）



富山銀行
Bank of Toyama

証券コード：8365

目　次

- 第89回定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 事業報告…… 3
- 計算書類…… 17
- 連結計算書類…… 20
- 監査報告書…… 23
- 株主総会参考書類…… 26
  - 第1号議案　剰余金の処分の件 …… 26
  - 第2号議案　株式併合の件 …… 27
  - 第3号議案　定款一部変更の件 …… 28
  - 第4号議案　取締役9名選任の件…… 33

証券コード8365
平成27年6月10日

株　主　各　位

富山県高岡市守山町22番地
株式会社　富　山　銀　行
取締役頭取　齊　藤　栄　吉

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当行第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年6月25日午後5時10分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　時　平成27年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場　所　富山県高岡市駅南１丁目10－16
富山銀行駅南別館2階会議室

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第89期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第89期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　株式併合の件

第３号議案　定款一部変更の件

第４号議案　取締役９名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

（1）代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

（2）招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する場合の周知方法

招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当行ホームページ（http://www.toyamabank.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページ（http://www.toyamabank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

① 計算書類の個別注記表

② 連結計算書類の連結注記表

添付書類

第89期事業報告（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務を行っております。

金融経済環境

当期の国内経済は、期前半は、個人消費や住宅投資に、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動がみられるなど、一部に弱めの動きがみられましたが、期後半は、企業収益が改善する中、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、個人消費も全体として底堅く推移するなど、緩やかな回復基調が続きました。

富山県経済も国内経済と同様、一部に弱い動きもみられましたが、期後半には、北陸新幹線の開業効果もあり、全体としては緩やかな回復の動きとなりました。企業活動においては、製造業では、軸受などの一般機械や医薬品の生産は堅調に推移し、鉄鋼・繊維・プラスチックは横ばい、アルミニウム建材・電子電気機械は減少しました。非製造業では、情報サービスは横ばい、小売業は全体としては堅調に推移しました。

金融面では、短期金利は0.1％を下回る水準で推移しました。長期金利は、期初は0.6％台で推移しましたが、米欧長期金利の低下などを背景に徐々に低下し、期末には0.4％を下回る水準で推移しました。

当行の業績

このような金融経済環境の中、当行は、４月よりスタートさせた、第５次中期経営計画「富山銀行ｉプロジェクト“Ｔｈｅ　Ｎｅｘｔ”－もっと夢、もっと富山－」のもと、「郷土愛に満ち、皆さまの「夢」の実現へ向けて応援する銀行」、「常にInnovation（革新）を行い、時代のニーズに対応する銀行」、「個性を尊重し、オーダーメイド型サービスを提供する銀行」の実現に向け、全役職員が一致団結して取組みました。

業容面では、預金は、個人預金及び法人預金が順調に増加したこと等から、期末残高は期中16,810百万円増加して432,026百万円となりました。貸出金は、中小企業向け貸出金が増加したこと等から、期末残高は期中1,123百万円増加して275,185百万円となりました。また、有価証券は、金利リスクに配意するとともに安定収益と流動性確保を目的に資金の効率的な運用に努めた結果、期末残高は期中12,600百万円増加して166,279百万円となりました。

業績面では、経常収益は、株式等売却益が減少したこと等から、前期比992百万円減少して7,854百万円となり、一方、経常費用は、与信関係費用や営業経費が減少したこと等から、前期比1,585百万円減少して6,545百万円となりました。この結果、経常利益は前期比592百万円増加して1,308百万円となり、これに特別損失、法人税等を加減した当期純利益は前期比439百万円増加して1,139百万円となりました。

新商品・サービス面では、法人のお客さまには、北陸新幹線の開通を機に、隣県である石川県とのビジネスがより活発化することを踏まえ、金沢市内に「金沢事務所」を開設し、金沢市をはじめ石川県内企業の情報収集や富山県内企業とのビジネスマッチング等に取組みました。また、お取引先の国内外の不動産ニーズへ適切に対応できるよう、スターツコーポレーション㈱との業務提携を行ったほか、生産性の高い活力ある地域農業の展開を農業金融面から支援するため、富山県の制度融資である「農業近代化資金」の取扱いを開始するなど、お客さまのサポート体制を充実させました。このほか、中小企業事業者や住宅ローンをご利用のお客さまのご要望にきめ細かく迅速に対応するために「中小企業等に対する金融円滑化に向けた資金繰り相談会」の休日開催や、医療・介護事業者向けの経営講座、事業承継や助成金・補助金等の説明会の開催など、各種コンサルティングにも積極的に取組んで参りました。

個人のお客さまには、利便性の向上を目的として、高岡市の横田支店内に、「とやまローンステーション高岡」と「とやま保険プラザ横田」を併設し、各種ローンのご相談や、お客さまに最適なオーダーメイド型の保険商品のご提案等をワンストップで取扱うことのできる店舗としました。また、多様化するお客さまニーズに適確に対応するため、「とやま相続専用定期預金」や「とやま教育資金贈与預金」の取扱いを開始するなど、住宅ローンや消費者ローン、預かり資産等各種商品サービスの充実を図りました。このほか、お客さまに安心してお取引いただける銀行を目指し、特殊詐欺被害の発生防止に向けた啓発活動を継続的に実施するとともに、インターネット・バンキングを安心してご利用いただくため、セキュリティ対策ソフト「PhishWall（フィッシュウォール）プレミアム」を無償配布するなど、金融犯罪防止に向けても積極的に取組んで参りました。

企業の社会的責任（ＣＳＲ）を果たすための活動として、全店一斉地域清掃活動や、小学生向け「夢作文」募集、「高岡・山町ポエム大賞」の開催などに取組みました。このほか、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」や「夏休み『銀行探検隊』」を受け入れ、時代を担う子供たちへの金融教育や夢を育む活動、「スーパークールビズ」などの実施による、節電や地球温暖化防止への取組みにも継続して取組んで参りました。

当行は平成26年２月１日に創立60周年を迎え、「お客さま、地域社会との“絆”の深化」をメインテーマに、地域の皆さまへの感謝の意をお伝えするとともに、地域社会とともに発展する新しい富山銀行の創造を目指し、1年間に亘り記念事業を展開して参りました。主な記念事業として、県内３地域でのお客さま懇親会、白川方明氏（前日本銀行総裁）を講師に招いての経済講演会、「飛鳥Ⅱで航く 北海道クルーズの旅」や「歌謡ビッグショーとくつろぎの旅」の旅行企画、地元事業者の優れた創業や新事業を表彰する「とやまベストビジネスアワード」等を開催しました。

また当行は、かねてより経営基盤の強化を志向して参りましたが、更なる企業の社会的信用力の向上を図るため、10月に東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。株主の皆さまをはじめ、関係者の皆さまの暖かいご支援・ご協力の賜物と心より感謝申し上げるとともに、今後、より一層の業容の拡大と企業価値の向上を目指し、役職員一同、一丸となってチャレンジして参ります。

店舗数につきましては、異動がなく38か店であります。

対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少に加え、グローバル化の進展、地域間格差の拡大、異業種の参入による競争激化、低金利の継続など、ますます厳しさを増しております。

こうした中、当行は、第５次中期経営計画「富山銀行ｉプロジェクト “Ｔｈｅ Ｎｅｘｔ” ―もっと夢、もっと富山―」のもと、①顧客戦略（構造変化に順応した営業力の強化）、②店舗戦略（効率的な営業体制の構築）、③経営基盤戦略（筋肉質な経営体質の構築）の３つを掲げ、地域における金融システムの担い手として、貯蓄の地産地消やソリューション提供力の強化など、引続き地域密着型金融を推進するとともに、資産内容等健全性確保や金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及び各種リスク管理の態勢強化に努めて参ります。

今後も引続き役職員一同努力する所存でございますので、一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預金		3,745	4,094	4,152	4,320
	定期性預金	2,526	2,751	2,731	2,761
	その他	1,219	1,343	1,420	1,558
貸出金		2,768	2,820	2,740	2,751
	個人向け	548	552	542	541
	中小企業向け	1,429	1,400	1,285	1,308
	その他	790	867	913	901
有価証券		993	1,404	1,536	1,662
	国債	218	472	515	565
	その他	775	931	1,021	1,097
総資産		3,999	4,419	4,516	4,762
内国為替取扱高		14,435	12,898	13,151	13,035
外国為替取扱高		205百万ドル	166百万ドル	117百万ドル	100百万ドル
経常利益		979百万円	271百万円	716百万円	1,308百万円
当期純利益		748百万円	325百万円	699百万円	1,139百万円
1株当たり当期純利益		13円78銭	5円98銭	12円87銭	20円96銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(ご参考)
企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	100	102	108	98
連結経常利益	10	2	7	14
連結当期純利益	7	3	7	12
連結包括利益	10	50	18	67
連結純資産額	216	264	280	345
連結総資産	4,036	4,449	4,551	4,794

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	324人	345人
平均年齢	41年9月	41年3月
平均勤続年数	18年0月	17年6月
平均給与月額	353千円	349千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
高岡市内	8店	うち出張所 (――)	8店	うち出張所 (――)
富山市内	13店	(――)	13店	(――)
その他の市町村	17店	(――)	17店	(――)
合計	38店	(――)	38店	(――)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を36か所（前年度末37か所）設置しております。

ロ 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	112

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
富山リース株式会社	富山県富山市桜橋通り５－13	各種設備リース業	昭和56年3月27日	百万円 20	% 5.00	—
富山保証サービス株式会社	富山県高岡市守山町22番地	信用保証業	昭和62年9月21日	百万円 20	% 40.00	—

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行との提携により、現金自動設備の現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
7. 金沢信用金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（平成26年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
齊藤栄吉	代表取締役頭取	—	—
五十嵐郁夫	常務取締役 富山支店長	—	—
岡部一浩	常務取締役 営業統括部長	—	—
橋本広典	取締役 審査部長	—	—
森永利宏	取締役 経営企画室長兼総合企画部長	—	—
塩谷信也	取締役 魚津支店長	—	—
恒田克	取締役 証券国際部長	—	—
折谷吉治	取締役（社外）	—	—
大熊知博	常勤監査役	—	—
新田八朗	監査役（社外）	日本海ガス株式会社 代表取締役社長	—
吉原節夫	監査役（社外）	—	—
島　邦男	監査役	—	—

（注）1. 大熊知博氏及び島邦男氏は、平成26年６月27日開催の第88回定時株主総会において、取締役を辞任し、監査役として選任され就任いたしました。
2. 恒田克氏及び折谷吉治氏は、平成26年６月27日開催の第88回定時株主総会において、監査役を辞任し、取締役として選任され就任いたしました。
3. 水野英信氏は、平成26年６月27日付で辞任により取締役を退任いたしました。
4. 社外取締役折谷吉治氏及び社外監査役吉原節夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支給人数	報　酬　等
取　締　役	11 人	92
監　査　役	6 人	16
計	17 人	108

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。
3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人給与及び使用人賞与40百万円を支払っております。
4. 定款又は株主総会で定められた取締役の報酬限度額は年額150百万円であります。
5. 定款又は株主総会で定められた監査役の報酬限度額は年額32百万円であります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
折　谷　吉　治 (社外取締役)	―
新　田　八　朗 (社外監査役)	日本海ガス株式会社代表取締役社長であり、同社とは通常の銀行取引があります。
吉　原　節　夫 (社外監査役)	―

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
折谷吉治 (社外取締役)	9か月	就任後開催の取締役会10回のうち10回出席	金融業務に関する豊富な経験と高い見識を有する立場から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
新田八朗 (社外監査役)	12年9か月	当期開催の取締役会12回のうち11回、また、監査役会12回のうち12回出席	経営等に係る豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
吉原節夫 (社外監査役)	5年9か月	当期開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会12回のうち12回出席	高度な法的知識を有する立場から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
折谷吉治 (社外取締役)	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
新田八朗 (社外監査役)	同　上
吉原節夫 (社外監査役)	同　上

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	5	—

(注)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	110,000千株
	優先株式	10,000千株
発行済株式の総数	普通株式	54,444千株

(2) 当年度末株主数 3,812名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社北陸銀行	2,337千株	4.30%
株式会社ホクタテ	1,788	3.29
トナミホールディングス株式会社	1,610	2.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	1,550	2.85
富山銀行従業員持株会	1,474	2.71
三協立山株式会社	1,402	2.58
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,133	2.08
株式会社北國銀行	1,100	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	958	1.76
日本海ガス株式会社	952	1.75

（注）1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（112千株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４および信託口）の所有株式は、当該銀行の信託業務に係るものであります。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　田光完治 指定有限責任社員　岩崎裕男	28	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計金額は28百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範として、行員倫理規定等のコンプライアンス規定を定めると共に、その実践にあたってコンプライアンス・マニュアルを制定して指針とし、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、顧客保護等を含めた法令等遵守の徹底を図る。

実効性向上のため、取締役会で年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、態勢強化に努めると共に、実施状況を経営管理委員会がチェックし、取締役会に報告する。

コンプライアンス問題発生時には、その内容等について各部署のコンプライアンス担当者並びに責任者から主管部へ、主管部から経営管理委員会へ、経営管理委員会から取締役会へ報告する体制とする。また、全役職員がコンプライアンス上問題のある事項について直接報告できる体制として内部通報制度を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存規定等を定め、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行のリスクを網羅的・統合的に管理するために内部管理基本方針を定め、リスクカテゴリー毎の管理方針や管理部署を明確化すると共に、管理部署においてリスクの種類や特性に対応した適切な管理を行う。

災害や障害等の不測の事態や危機発生時に備え、「業務継続に関する基本方針」を定め、危機管理体制の整備を行う。

総合企画部リスク統括室を統合的リスク管理部門とし、各リスクの管理態勢及び運営状況を統合的にチェックすると共に、経営管理委員会をリスク管理に関する全行横断的かつ統括的な審議・協議機関とし、リスク全般に亘り管理状況を取り纏めて定期的に取締役会に報告する。

また、監査部は、リスク管理態勢全般に亘り監査を実施し、その結果を取り纏めて定期的に取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は中期経営計画に基づき毎年総合予算計画及び業務運営方針を定め、経営目標を明確化すると共に、その進捗状況を中計フォローアップ委員会で定期的に検証し、取締役会へ報告する。

日常の職務執行に際しては、組織規定に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

業務執行の機動性を高めるため毎週常勤役員会を開催し、各部の重要案件の審議、報告を行う。また、取締役会規則を定め、付議基準を明確化すると共に議題に関する資料の充実を図って審議内容の深度を高める。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、当行グループの業務の適正を確保するため子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、内部統制の強化に努めると共に必要に応じ取締役会に報告する。子会社各社は、各種規定を定め、執行状況について各リスク等の管理部署の要請に応じ報告する。

当行及び子会社各社は、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が適切に整備・運用される体制を整備する。

また、当行監査部は、コンプライアンス態勢、顧客保護等管理態勢及び各種リスク管理態勢などについて定期的に監査を実施し、取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役を補助すべき使用人を監査部に置き、監査役はこの使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。

また、監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の意見を尊重する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法律に定める事項について監査役に報告すると共に、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

また、監査役が取締役会ほか常務会、各種委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を表明できる体制とする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、頭取、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

第89期末（平成27年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**28,305**	**預金**	**432,026**
現金	4,595	当座預金	23,795
預け金	23,709	普通預金	121,009
有価証券	**166,279**	貯蓄預金	6,157
国債	56,503	通知預金	2,641
地方債	16,450	定期預金	268,905
社債	53,393	定期積金	7,277
株式	14,231	その他の預金	2,240
その他の証券	25,700	**借用金**	**1,000**
貸出金	**275,185**	借入金	1,000
割引手形	5,917	**その他負債**	**2,410**
手形貸付	14,648	未払法人税等	30
証書貸付	220,285	未払費用	216
当座貸越	34,334	前受収益	201
外国為替	**680**	給付補填備金	5
外国他店預け	680	金融派生商品	2
その他資産	**1,153**	リース債務	247
未収収益	537	資産除去債務	14
その他の資産	616	その他の負債	1,692
有形固定資産	**4,740**	**賞与引当金**	**97**
建物	1,012	**退職給付引当金**	**462**
土地	3,313	**睡眠預金払戻損失引当金**	**28**
リース資産	235	**偶発損失引当金**	**88**
建設仮勘定	18	**繰延税金負債**	**4,349**
その他の有形固定資産	159	**再評価に係る繰延税金負債**	**578**
無形固定資産	**506**	**支払承諾**	**2,043**
ソフトウェア	486	**負債の部合計**	**443,084**
その他の無形固定資産	20	**（純資産の部）**	
前払年金費用	**292**	**資本金**	**6,730**
支払承諾見返	**2,043**	**資本剰余金**	**5,690**
貸倒引当金	**△2,973**	資本準備金	5,690
		利益剰余金	**7,903**
		利益準備金	1,429
		その他利益剰余金	6,473
		別途積立金	5,000
		繰越利益剰余金	1,473
		自己株式	**△38**
		株主資本合計	**20,285**
		その他有価証券評価差額金	**11,700**
		土地再評価差額金	**1,141**
		評価・換算差額等合計	**12,842**
		純資産の部合計	**33,127**
資産の部合計	**476,211**	**負債及び純資産の部合計**	**476,211**

第89期 （平成26年４月１日から平成27年３月31日まで） 損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**7,854**
資金運用収益	**6,222**	
貸出金利息	4,088	
有価証券利息配当金	2,104	
コールローン利息	3	
預け金利息	23	
その他の受入利息	2	
役務取引等収益	**1,116**	
受入為替手数料	267	
その他の役務収益	848	
その他業務収益	**22**	
外国為替売買益	21	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**492**	
償却債権取立益	44	
株式等売却益	287	
その他の経常収益	160	
経常費用		**6,545**
資金調達費用	**221**	
預金利息	220	
債券貸借取引支払利息	0	
借用金利息	1	
役務取引等費用	**397**	
支払為替手数料	46	
その他の役務費用	350	
営業経費	**5,374**	
その他経常費用	**552**	
貸倒引当金繰入額	243	
貸出金償却	180	
その他の経常費用	129	
経常利益		**1,308**
特別利益	**—**	**—**
特別損失		**3**
固定資産処分損	3	
税引前当期純利益		**1,305**
法人税、住民税及び事業税	**134**	
法人税等調整額	**31**	
法人税等合計		**166**
当期純利益		**1,139**

第89期 （平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで） 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	6,730	5,690	5,690	1,429	4,500	941	6,870
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	165	165
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,730	5,690	5,690	1,429	4,500	1,106	7,035
当期変動額							
剰余金の配当						△271	△271
別途積立金の積立					500	△500	—
当期純利益						1,139	1,139
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	500	367	867
当期末残高	6,730	5,690	5,690	1,429	5,000	1,473	7,903

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△38	19,252	6,402	1,081	7,484	26,736
会計方針の変更による累積的影響額	—	165	—	—	—	165
会計方針の変更を反映した当期首残高	△38	19,418	6,402	1,081	7,484	26,902
当期変動額						
剰余金の配当		△271				△271
別途積立金の積立						
当期純利益		1,139				1,139
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			5,298	59	5,358	5,358
当期変動額合計	△0	867	5,298	59	5,358	6,225
当期末残高	△38	20,285	11,700	1,141	12,842	33,127

連結貸借対照表（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	28,430	預金	431,361
有価証券	166,365	借用金	3,198
貸出金	273,589	その他負債	2,596
外国為替	680	賞与引当金	99
リース債権及びリース投資資産	3,795	退職給付に係る負債	480
その他資産	2,210	役員退職慰労引当金	6
有形固定資産	4,645	睡眠預金払戻損失引当金	28
建物	1,012	偶発損失引当金	88
土地	3,313	繰延税金負債	4,403
リース資産	7	再評価に係る繰延税金負債	578
建設仮勘定	18	支払承諾	2,043
その他の有形固定資産	293	負債の部合計	444,884
無形固定資産	512	（純資産の部）	
ソフトウェア	491	資本金	6,730
その他の無形固定資産	20	資本剰余金	5,690
退職給付に係る資産	459	利益剰余金	8,093
繰延税金資産	24	自己株式	△38
支払承諾見返	2,043	株主資本合計	20,475
貸倒引当金	△3,297	その他有価証券評価差額金	11,701
		土地再評価差額金	1,141
		退職給付に係る調整累計額	103
		その他の包括利益累計額合計	12,946
		少数株主持分	1,153
		純資産の部合計	34,575
資産の部合計	479,460	負債及び純資産の部合計	479,460

連結損益計算書 （平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**9,846**
資金運用収益	**6,200**	
貸出金利息	4,065	
有価証券利息配当金	2,106	
コールローン利息及び買入手形利息	3	
預け金利息	23	
その他の受入利息	2	
役務取引等収益	**1,153**	
その他業務収益	**1,993**	
その他経常収益	**498**	
償却債権取立益	44	
株式等売却益	287	
その他の経常収益	166	
経常費用		**8,431**
資金調達費用	**246**	
預金利息	219	
債券貸借取引支払利息	0	
借用金利息	27	
役務取引等費用	**385**	
その他業務費用	**1,786**	
営業経費	**5,448**	
その他経常費用	**564**	
貸倒引当金繰入額	247	
その他の経常費用	317	
経常利益		**1,415**
特別利益		**110**
負ののれん発生益	110	
特別損失		**3**
固定資産処分損	3	
税金等調整前当期純利益		**1,523**
法人税、住民税及び事業税	**144**	
法人税等調整額	**33**	
法人税等合計		**178**
少数株主損益調整前当期純利益		**1,344**
少数株主利益		**83**
当期純利益		**1,261**

連結株主資本等変動計算書 （平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,730	5,690	6,938	△38	19,320
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	165	—	165
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,730	5,690	7,103	△38	19,485
当期変動額					
剰余金の配当			△271		△271
当期純利益			1,261		1,261
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	989	△0	989
当期末残高	6,730	5,690	8,093	△38	20,475

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,402	1,081	31	7,515	1,184	28,020
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	165
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,402	1,081	31	7,515	1,184	28,185
当期変動額						
剰余金の配当						△271
当期純利益						1,261
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,298	59	72	5,431	△31	5,400
当期変動額合計	5,298	59	72	5,431	△31	6,389
当期末残高	11,701	1,141	103	12,946	1,153	34,575

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

株式会社　富　山　銀　行
　　取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　光　完　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　崎　裕　男　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社富山銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

株式会社　富　山　銀　行
　　取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　光　完　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　崎　裕　男　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社富山銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富山銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月11日

株式会社　富山銀行　監査役会

常勤監査役　大　熊　知　博　㊞

監　査　役　新　田　八　朗　㊞

監　査　役　吉　原　節　夫　㊞

監　査　役　島　　邦　　男　㊞

（注）監査役 新田八朗及び監査役 吉原節夫は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

第89期の期末配当につきましては、安定的な配当を維持する方針に基づき、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき金2円50銭　総額135,829,723円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日

2.　その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　1,000,000,000円

第２号議案　株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

　全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

　当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位を100株に変更することとし、併せて、当行株式を証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準とするため、株式の併合を行い、株式併合の効力発生と同時に、当行単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

2. 併合の割合

　当行普通株式について、10株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

　なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

　平成27年10月1日

4. 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

　1,200万株

5. その他

　本株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とします。

　なお、端数株式の処分方法など、その他必要事項に関しましては、当行取締役会にご一任願いたいと存じます。

第３号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 現行定款第5条（公告方法）について、インターネットの普及を考慮し、また周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当行の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。

(2) 現行定款第6条（発行可能株式総数）では、普通株式に加え優先株式の発行についても可能としておりますが、現状、資本政策として優先株式を発行する予定はなく、優先株式に関する規定である定款第12条の２（優先配当金）から第12条の８（普通株式を対価とする取得条項）及び第19条の２（種類株主総会）を削除するものであります。なお、第6条の変更については、下記(3)株式併合に関する変更と併せて行うものであります。

(3) 現行定款第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）について、第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものであります。また、本事項の定款変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成27年10月1日をもって生じる旨の附則を設け、効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

(4) 現行定款第30条（社外取締役の責任限定契約）及び第39条（社外監査役の責任限定契約）について、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、第30条及び第39条の規定を変更するものであります。なお、定款第30条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分)

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　　総　　則	第１章　　総　　則
第１条～第４条　(条文省略)	第１条～第４条　(現行どおり)
第５条　(公告方法) 当銀行の公告は、富山市で発行する北日本新聞および日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第５条　(公告方法) 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、富山市で発行する北日本新聞および日本経済新聞に掲載して行う。
第２章　　株　　式	第２章　　株　　式
第６条　(発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、１億２千万株とし、このうち１億１千万株は普通株式、１千万株は優先株式とする。	第６条　(発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、1,200万株とする。
第７条　(条文省略)	第７条　(現行どおり)
第８条　(単元株式数) 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。	第８条　(単元株式数) 当銀行の単元株式数は、100株とする。
第９条～第12条　(条文省略)	第９条～第12条　(現行どおり)
第２章の２　　優　先　株　式	(削　除)
第12条の２　(優先配当金) 当銀行は、第43条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、優先株式１株につき年60円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。	(削　除)

現　行　定　款	変　　更　　案
ただし、当該事業年度において第12条の３に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 ② 当銀行は、ある事業年度における優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の総額が優先配当金の額に達しないときはその不足額は翌事業年度以降に累積しない。 ③ 当銀行は、優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。	
第12条の３（優先中間配当金）当銀行は、第44条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式１株につき各事業年度における優先配当金の２分の１を上限として、優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（優先中間配当金という。）の配当を行う。	（削　除）
第12条の４（残余財産の分配）当銀行の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式１株につき800円を支払う。 ② 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。	（削　除）
第12条の５（議決権）優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令の定める場合は、この限りではない。	（削　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
第12条の６　（株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等）当銀行は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。 ②　当銀行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。	（削　除）
第12条の７　（普通株式を対価とする取得請求権）優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める普通株式を対価とする取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める普通株式を対価とする取得の条件で普通株式の取得を請求することができる。	（削　除）
第12条の８　（普通株式を対価とする取得条項）普通株式を対価とする取得を請求し得べき期間中に当該取得請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、優先株式１株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の名古屋証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。この場合、当該平均値が200円を下回るときは、優先株式１株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。 ②　前項の普通株式数の算出にあたって１株に満たない端数が生じたときは、法令に定める方法によりこれを取扱う。	（削　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
第３章　　株　主　総　会	第３章　　株　主　総　会
第13条～第19条　（条文省略）	第13条～第19条　（現行どおり）
第19条の２　（種類株主総会）第13条、第14条、第15条、第16条、第18条、第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。	（削　除）
第４章　　取締役および取締役会	第４章　　取締役および取締役会
第20条～第29条　（条文省略）	第20条～第29条　（現行どおり）
第30条　（社外取締役の責任限定契約）当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第30条　（取締役の責任限定契約）当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　　監査役および監査役会	第５章　　監査役および監査役会
第31条～第38条　（条文省略）	第31条～第38条　（現行どおり）
第39条　（社外監査役の責任限定契約）当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第39条　（監査役の責任限定契約）当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第40条～第45条　（条文省略）	第40条～第45条　（現行どおり）
（新　設）	附　　則
（新　設）	第１条　第６条（発行可能株式総数）及び第８条（単元株式数）の変更は、平成27年10月1日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。

第４号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって取締役８名（うち社外取締役１名）全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、１名増員して取締役９名（うち社外取締役２名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	齊藤栄吉（昭和30年９月４日生）	昭和53年４月　日本銀行入行 平成12年９月　同行鹿児島支店長 平成16年７月　同行国際局審議役 平成17年２月　同行発券局長 平成20年４月　同行総務人事局 平成20年５月　同行退職 平成20年５月　当行入行 平成20年６月　当行取締役副頭取 平成21年６月　当行取締役頭取 現在に至る	普通株式 26,000株
2	五十嵐郁夫（昭和30年７月６日生）	昭和53年４月　当行入行 平成11年２月　当行婦中支店長 平成13年６月　当行総合企画部主計課長 平成14年10月　当行総合企画部次長 平成17年６月　当行総合企画部長 平成19年６月　当行取締役総合企画部長 平成22年６月　当行取締役総合企画部長、呉東地区統括 平成23年６月　当行取締役審査部長 平成25年11月　当行取締役監査部長 平成26年６月　当行常務取締役富山支店長 現在に至る	普通株式 28,000株
3	岡部一浩（昭和35年６月17日生）	昭和58年４月　当行入行 平成13年２月　当行営業推進部営業推進役 平成14年10月　当行総合企画部調査役 平成17年６月　当行黒部支店長 平成19年10月　当行富山支店長 平成21年２月　当行営業統括部長 平成22年６月　当行取締役営業統括部長、経営企画室担当 平成23年６月　当行取締役営業統括部長 平成26年６月　当行常務取締役営業統括部長 現在に至る	普通株式 44,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
4	橋本広典 (昭和28年11月14日生)	昭和52年４月　当行入行 平成11年２月　当行総合企画部調査役 平成13年２月　当行諏訪川原支店長 平成14年10月　当行小杉支店長 平成18年２月　当行滑川支店長 平成21年２月　当行理事富山支店長 平成23年６月　当行取締役富山支店長 平成26年６月　当行取締役審査部長 現在に至る	普通株式 19,000株
5	森永利宏 (昭和36年12月11日生)	昭和59年４月　当行入行 平成17年４月　当行総合企画部調査役兼監査部検査役 平成17年６月　当行総合企画部経営企画・ＡＬＭ・調査・広報グループリーダー 平成18年12月　当行総合企画部リスク統括室長 平成21年５月　当行総合企画部リスク統括室長（部長待遇） 平成22年６月　当行経営企画室長兼総合企画部リスク統括室長 平成23年６月　当行取締役経営企画室長兼総合企画部長 現在に至る	普通株式 40,000株
6	塩谷信也 (昭和32年６月14日生)	昭和55年４月　当行入行 平成13年２月　当行本店営業部調査役 平成15年５月　当行婦中支店長 平成17年４月　当行本店営業部副部長 平成19年10月　当行魚津支店長 平成21年２月　当行審査部長 平成23年６月　当行本店営業部長 平成25年６月　当行取締役本店営業部長 平成26年11月　当行取締役魚津支店長 現在に至る	普通株式 16,000株
7	恒田克 (昭和30年８月17日生)	昭和54年４月　当行入行 平成13年６月　当行総合企画部調査役兼営業推進部営業推進役 平成14年10月　当行総合企画部経営企画・ＡＬＭ・調査・広報グループリーダー 平成16年４月　当行庄川支店長 平成17年６月　当行総合企画部次長 平成21年５月　当行監査部長 平成22年10月　当行理事監査部長 平成23年６月　当行常勤監査役 平成26年６月　当行取締役証券国際部長 現在に至る	普通株式 34,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
8	折谷吉治（おりたによしはる） （昭和23年11月3日生）	昭和47年4月　日本銀行入行 昭和63年5月　同行金融研究所課長 平成5年5月　同行考査局考査役 平成7年5月　同行国際局参事 平成11年5月　同行信用機構室審議役 平成12年5月　同行金融研究所兼考査局参事役 平成14年3月　同行退職 平成14年4月　明治大学商学部教授 平成24年6月　当行監査役 平成26年3月　明治大学商学部教授退任、退職 平成26年6月　当行取締役 現在に至る	普通株式 ―株
9	※ 大村啓三（おおむらけいぞう） （昭和27年2月20日生）	昭和57年4月　公認会計士登録 平成12年10月　監査法人太田昭和センチュリー（現、新日本有限責任監査法人）代表社員 平成26年6月　新日本有限責任監査法人退所 平成26年7月　大村啓三公認会計士事務所開設 現在に至る	普通株式 ―株

（注）1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は新任候補者であります。
3. 折谷吉治、大村啓三の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は折谷吉治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。両氏それぞれの選任が承認された場合、両氏を独立役員として指定し同取引所に届け出する予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
折谷吉治氏は、日本銀行において、考査局考査役、信用機構室審議役など重要ポストを歴任し、同行退職後は平成26年3月末までの12年間明治大学教授を務められました。また、当行監査役を2年間務め、取締役就任後も豊富な経験と高い見識に基づき、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。今後も、独立性の高い立場から経営の監視を行い、当行の取締役会の透明性向上に貢献いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
同氏はこれまで社外役員以外の方法で会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断します。
大村啓三氏は、公認会計士であります。平成26年6月までは当行会計監査人である新日本有限責任監査法人の代表社員を務められ、その間、当行含め上場金融機関や地元上場企業の監査を数多く担当されております。公認会計士としての財務・会計の専門知識や上場金融機関監査等の豊富な経験と高い見識に基づき、適切な提言等や独立性の高い立場から経営の監視を行い、当行の取締役会の透明性向上に貢献いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
同氏はこれまで会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断します。
5. 折谷吉治氏は、現在、当行の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。

6. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、取締役候補者折谷吉治氏との間で、会社法第427第１項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する限度額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、取締役候補者大村啓三氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

第89回定時株主総会会場ご案内図

会　場

富山銀行駅南別館2階会議室

富山県高岡市駅南1丁目10-16　TEL：0766－26－5742



交通のご案内

あいの風とやま鉄道高岡駅　瑞龍寺口（南口）より **徒歩2分**

駐車場は、**小竹駐車場**、**葦附駐車場**をご利用ください。
(ご利用された際は会場受付にてお申し出ください。)